

平成 23 年度 第 21 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 12 月 1 日（木）16 時 30 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、時間となりましたので、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、11 月 25 日に報告をいたしました各省庁からの要望項目等につきまして、その後の調整を反映した最新の状況を御報告した上で審議を行います。

お手元に、調整状況を整理いたしました資料をお配りしております。これまでの事務レベル・政務レベルでの調整を経て、お陰様で多くの項目について処理の方向が固まりつつあります。これまでの御協力、ありがとうございました。

（カメラ退室）

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、調整状況の報告に入ります。まず、三谷政務官、福田政務官から調整状況について説明をお願いいたします。

### ○三谷財務大臣政務官

お手元の資料の 2 次調整案の見方を説明させていただきます。

文字や記号が線で消し込まれているものは、関係省庁との間で調整を終了している項目です。記号が消し込まれていないものは、なお調整中のものです。

調整が終了していない主な項目は、国税関係で申し上げますと、車体課税、沖縄関係税制、研究開発税制、トン数標準税制、事業用資産の買換え特例などになります。これらの項目については、本体会合での議論や個別の調整プロセスを通じて最終調整を行い、来週には調整を終了したいと考えております。

各項目の記号につきましては 1 次調整案以降の調整プロセスを踏まえたものであり、各府省におかれましては状況をよく御存じのことと思いますので、個別の項目についての御紹介は省略します。お手元の資料を御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、福田政務官をお願いします。

### ○福田総務大臣政務官

地方税につきましても、各要望項目の調整状況をお手元の資料の 2 次調整案に整理しております。

調整が終了していない主な項目は、地方税関係で申し上げますと、車体課税、沖縄関連税制、軽油引取税の課税免除の特例措置、平成 24 年度評価替えに伴う固定資産税の制度見直しなどになります。これらの項目については、本体会合での議論や個別の調整プロセスを通じて最終調整を行い、来週には調整を終了したいと考えております。

各項目の記号につきましては、個別の項目についての御紹介は省略いたします。お手元の資料を御確認いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

**○五十嵐財務副大臣**

ありがとうございました。

ただいま御説明いただいたとおり、基本的にはこれまでの調整状況を整理したものと考えておりますが、特に御質問・御意見のある方は御発言をお願いいたします。ただし、大変申し訳ありませんが、時間に限りがございますので、ごく簡潔にお願いを申し上げます。

それでは、松原副大臣どうぞ。

**○松原国土交通副大臣**

本日も時間が短いので詳細は申し上げませんが、政府税調の査定案において「P」とされている、国等の軽油引取税免税措置の3年間延長、固定資産税等の住宅・土地関連税制、JR三島特例・継承特例、トン数標準税制、自動車車体課税、事業用資産の買換え特例などについて、民主党の重点要望においては重点項目としてその実現や延長を御提言いただいたことなども踏まえ、引き続き調整をお願いいたしたいと思っております。

**○五十嵐財務副大臣**

それでは、亀井会長どうぞ。

**○亀井国民新党政調会長**

資料の確認をさせていただきたいんですが、党の要望というものはここには入っていない、別扱いなのでしょうか。うちの党の項目というものは見つからないのですが、別の紙で整理されていらっしゃるのでしょうか。

**○五十嵐財務副大臣**

これは政府税調での要望についてでございます。各省から出てきたものをここに並べてあるものでございます。

**○亀井国民新党政調会長**

すみません、そうすると、議論の場はどこになるのでしょうか。

**○五十嵐財務副大臣**

本体会合でこの後、議論が行われると思います。要望にない項目等も行われます。

それでは、森副大臣どうぞ。

**○森文部科学副大臣**

ありがとうございます。文部科学省でございます。

査定案で、措置しないことで折衝終了されました、国立大学等の奨学事業や国立競技場整備事業への税額控除導入、そして、学校法人の税額控除要件の見直しについて、再度、更なる検討をお願いする趣旨でお時間を取らせていただきますので、お手元にこの資料があるかと思っておりますので、資料に沿って御説明させていただきたいと思いま

す。よろしくお願いたします。

資料1で、教育関係機関の現在の寄附税制の全体的な状況でございます。国立大学や独立行政法人日本学生支援機構の奨学事業については、既に法人寄附での指定寄附対象になっているところがございますが、個人寄附についても強力なインセンティブを持つ税額控除の導入を要望しております。

資料2で、奨学事業の必要性でございます。前回も議論になりました、両親の年収が少ないほど4年制大学進学率が低く、逆に就職する割合が増えることが明らかです。先日、国民新党からの寄附税制の拡充、仕送り減税の御提案や、櫻井政調会長代理から、親の収入が大変で大学をやめなくてはならないといった御発言もあったように、経済的理由によって修学を断念することがないよう、奨学事業の拡充が求められます。

資料3で、国立競技場整備事業についてでございます。現在、2019年ラグビーワールドカップ開催決定、そして、2020年のオリンピック招致に向けた気運が高まっている中で、関係者のみの招致運動にとどまらず幅広く国民からの草の根寄附を集めることで、オリンピック招致に向けた国民的ムーブメントを興していく必要がございます。是非御検討いただきたいということでございます。

資料4は、本年7月からスタートいたしました、学校法人の税額控除の実施状況でございます。大学法人は668法人中175法人が既に申請を提出するなど、着実に税額控除を活用し始めている一方で、幼稚園・小・中・高校等法人では活用が進んでおりません。文科省の調査によれば、それらの法人におきましては、税額控除の申請を予定していない4,400法人のうち85%が寄附実績の要件を満たせないために申請できないと回答しておりまして、小規模な幼稚園・小・中・高校等にとって要件が厳しいことが活用が進まない要因であると考えられますので、是非御再考をよろしくお願いたします。

資料5で、先日の行政刷新会議「提言型政策仕分け」でも寄附金税制の拡充等が提言されております。先日取りまとめられた民主党税調からの重点要望としても、寄附税制の更なる拡充について検討を求める事項とされております。

これまで五十嵐副大臣から御指摘いただいたとおり、現行制度を活用した寄附集めについては今後とも努力をしてまいりたいと思っておりますが、その上で我が国において寄附文化を醸成していきたいとの思いは税調委員の皆様とも共有していると認識しておりますので、日本における寄附文化醸成のための方策を検討するための場を設置することを提案させていただきたいと思っております。

具体的には、税調のもとにPTを立ち上げていただき、寄附の経済効果、そして、本年導入されました税額控除に関する成果と課題の検証、更なる税額控除の対象拡大や、学校法人の規模や、学校種等を踏まえた要件の見直し、寄附金控除の年末調整対象化などについて集中的に検討してはどうかと思っておりますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

### ○五十嵐財務副大臣

御要望は承りましたが、平成 24 年度税制改正はこのような状況ですので、ここには認められないということで、平成 25 年度以降の状況になると思いますが、平成 25 年度改正を先取りして明記することもできませんので、その上で大綱ではどう書くかということについては事務的に調整をさせていただきたいと思います。

それでは、横光副大臣お願いします。

### ○横光環境副大臣

環境省から御要望を申し上げたいのですが、今回の揮発油税の当分の間の税率については、地球温暖化対策の観点から現行税率を維持していただけるということは大変有り難いと思っておりますが、その税収につきましては、森林吸収源対策などの幅広い地球温暖化対策に優先的に充てることが必要であると考えておりますので、そここのところを御配慮願いたいと思っております。

また、車体課税についてはいろいろと御議論をされているわけですが、公害健康被害の財源確保と、それから、環境面からの課税のメリハリをつける一層のグリーン化が私たちは不可欠だと思っておりますので、どうか大綱取りまとめに当たりましては改めてお願いを申し上げさせていただきます。

それから、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数省令の見直しにつきましては、実態調査の結果に基づいて真摯に見直しの検討をしていただくことを事務的には約束をしていただいているところでございますので、どうかこれにつきましてもよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。御要望は受け止めさせていただきました。

環境省の今の大玉の御要望については、これから更に協議が、この場で話し合いが行われるものですので、またどうぞよろしく申し上げます。

### ○横光環境副大臣

よろしく申し上げます。

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、下条政務官お願いします。

### ○下条防衛大臣政務官

発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。防衛省の下条みつでございませう。

防衛省が要望しております軽油引取税の課税免除については、引き続きペンディングとなっております。先般申し上げたとおり、防衛省は震災における災害派遣、海賊対処、また、不安定な状況におけますいろいろな島嶼部の日常の警戒体制・監視体制に十分に任務を果たしていきたいということでございませう。したがって、民主党

の税調からも重点要望として、民間と同様に延長を認めていただくということで御指示いただきました。是非とも3年の延長をお願いしたいと思っております。

ただ一方、一部に、民間の3年の延長をする一方で、国は1年の延長というお話も漏れ伝わってきております。私どもは、ともかく国防というものは、こういう言い方は言いにくいのですけれども、民間と違いまして営利ではありません。全てのものを守っていくということを前提にやらせていただいておりますので、何とかこの3年の延長で御対処いただきたいと思いますと思っております。

また、これは財政面で課税の部分を処置すべきではないかというお話がありますが、これだけの財政難、特に改めて百五十数億円以上のものをそれに乗せていくというのは何としても我々も難しいのではないかと、担保できないのではないかとと思っております。そういう意味では、国防というものは営利ではございません。そういうことで、何とか御納得いただいて御指示いただければと思います。

よろしく願いいたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、牧野副大臣どうぞ。

#### ○牧野経済産業副大臣

経済産業省の立場から発言をさせていただきます。

まず、国税ですけれども、車体課税と原料用途免税につきましても、平成24年度の最重点要望でありまして、今後しっかりと議論をして結論を得ていきたい、こう思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

研究開発促進税制につきましても、復興増税も含めると、我が国の産業競争力の要となる研究開発型の企業が実質増税となる例が、今、多数出てきております。更に追い打ちをかけるような上乗せ措置の縮減は断じて認められないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地方税につきましても、政務折衝項目は全て先送りとなっておりますので、不本意であります。是非、御検討のほどをお願い申し上げます。

特に、固定価格買い取り制度導入に伴う事業税の非課税措置については、再生可能エネルギーの普及拡大を図るに当たり、できる限り消費者の負担を抑えようというときに、地方税だけ上乗せして電力料金に転嫁されることになるため、この点につきましても真摯な検討をお願いしたいと思います。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎参与どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

1点確認させてもらいたいのですが、三島特例の固定資産税の減免のところがありますね。これは「JR北海道等」と書いてあるのですけれども、JR九州というものは新幹線が通って、今度株式を公開するやに聞いているのですが、株式を公開するように

なってきますと、こういう適用はどうなっていくのか、私も確かめていないのですけれども、国土交通省、分かったら教えてください。

この「等」というものには、北海道は勿論書いてありますが、四国は入りますね。昔は三島特例とよく言っていたのですけれども、表現ぶりがこういうふうになりますので、九州は消えたのかなと思っているのですが、それはその後どうなっていますか。

#### ○松原国土交通副大臣

九州における JR の株式の公開は、まだ今後の議論ということで具体的な話にはなっていないわけでありまして、したがって、扱いとしては北海道、四国と同じであります。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、櫻井会長代理どうぞ。

#### ○櫻井民主党政調会長代理

今日の政調の幹部の打ち合わせ会の中でも、前原会長から寄附税制の拡充について古本事務局長に指示が出されております。特に、そのときに例に出てきたものが実は国立大学でして、そういう意味で、寄附全体の在り方を是非見直していただきたいと思えます。

国がお金を集める、地方なりが集めて、その再配分をするというよりは、民間の人たちでお金を寄附していく方が社会に還流していく量が増えていくはずですから、この点についてはもう一度抜本的に御検討いただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

#### ○五十嵐財務副大臣

中塚副大臣、どうぞ。

#### ○中塚内閣府副大臣

手短に申し上げます。

金融庁の税制改正要望に御理解いただきまして、ありがとうございます。国税の 14 ページ、地方税の 9 ページでございます、地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置ですが、今、事務方同士でもお話をいただいていると聞いています。例えば、被災地に限るといったような考え方もあると思えます。是非よろしく申し上げます。

加えて、日本版レベニュー債もあります。

地方自治体からの要望、更には総務省の御理解もいただいていると聞いておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○五十嵐財務副大臣

森副大臣、2 回目ですので、短くしてください。

#### ○森文部科学副大臣

すみません、ありがとうございます。

今ほど櫻井会長代理の方から寄附税制、党の要望といたしますか、政調のお話がありました。是非、先ほど PT の設置は、再来年のことについて PT を設置するわけにはいかないというふうなお話でございましたけれども、是非大綱の中に、先ほどお話を申し上げました税制拡充について、引き続き検討を行うべき事項として少なくとも記載をいただきたい、きちんと大綱に明記をすべきであると思いますので、是非よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

寄附税制に関する大綱の書きぶりについては、先ほど申しましたとおり、事務方で調整をさせていただきたいと思います。

亀井会長、どうぞ。

#### ○亀井国民新党政調会長

すみません、2回目になりますけれども、仕送り減税のことをもう一度発言させていただきます。

今、民主党からも文部科学副大臣からも一部御理解いただいたりして、今年こそ議論に上せていただきたいと思っております。

昨年までは、子ども手当を拡充するという民主党の方向があったので、仕送り減税はそれとかぶるのでという理由だったのですけれども、この拡充を3党協議であきらめた部分がありますから、それで特定扶養控除が廃止ですので、今年初めて議論に上せる環境が整ってきたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

どこかの場面で取り上げさせていただきたいと思います。どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

もう一つあるのですが、前に寄附税制のときに、NPO もそうなのですから、年末調整という、民間の方々をお願いしなければいけないベースなのですが、あれは税制改正要望の中ではどういう扱いになって、結論的には現段階ではどんなふうになっているのか、それだけ確認させてください。

#### ○五十嵐財務副大臣

寄附に対する年末調整については、今のところは極めて厳しい、つまり事務的な負担が特に中小企業を中心に大きいということで難しいということでございます。

他によろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。来週には最終整理案を取りまとめたいと考えておりますので、調整が残っている項目については早急に最終調整を行います。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、要望にない項目等について審議を行います。まず三谷政務官、福田政務官から説明をお願い申し上げます。

## ○三谷財務大臣政務官

それでは、「資料（要望にない項目等）」を御覧ください。この資料においては、先月 8 日、15 日に本税調で御議論いただいた国際課税関係、会計検査院関係及び先月 16 日に御報告させていただいた要望にない項目等について、関係省庁との調整をさせていただいた後の具体的な改正案をまとめたものです。私から主要な事項に絞って説明させていただきます。

3 ページをお願いします。

「⑨ 相続税の連帯納付義務の見直し」については、先月 16 日の本税調におきまして、連帯納付義務者にとって不意打ちとなるような過酷な事例も生じていることを御紹介しましたが、そのような事例の発生を防止しつつ、一般納税者との間の公平を確保する観点から、そこにありますとおり、申告期限後 5 年を経過した場合、そして、担保を提供して延納または納税猶予の適用を受けた場合には、連帯納付義務を解除することとしてはどうかと考えております。

次に、4 ページをお願いします。

「⑫ 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備」については、税務行政執行共助条約、いわゆるマルチ条約や二国間条約に対応するため、国内法の徴収共助の規定について見直しを行うこととしたいと考えております。具体的には、そこに記載がありますとおり、第 1 に、条約では一般私債権者の債権回収機会を損なわないよう、外国租税債権には優先権を認めないこととされており、国内法についてもそれに対応した見直しを行う。第 2 に、徴収共助要請に応じない事由、すなわち除外事由を整備するとともに、徴収共助の具体的な手続の明確化等を行いたいと考えております。

「⑬ 国外財産に係る情報の把握への対応」については、先月御説明したように、国外財産に関する申告漏れが増加している状況を踏まえ、そこにありますとおり、国外財産に係る所得税・相続税等の適正な課税・徴収に資するため、5,000 万円を超える国外財産を保有する個人の方に、その内容を調書という形で税務当局に提出いただいではどうかと考えております。この 5,000 万円という基準は、現行の相続税の基礎控除の定額部分を勘案したものであります。また、その提出促進策といたしまして、国外財産に関する所得税や相続税の申告漏れがあった場合に、この調書が提出されていれば、加算税を軽減する一方、提出されていなければ加算税を加重するというようにしてはどうかと考えております。

「⑭ 関連企業間の利子を利用した租税回避への対応」については、所得金額に比べて過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止する必要があります。ついては、関連者への純支払利子等の額のうち調整所得金額の 50%を超える分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする措置を導入したいと考えております。

以上が要望にない項目等の具体的な改正案となります。

なお、11 月 16 日の税調で峰崎参与から指摘をいただいた延滞税等に関する資料につ



きましては、補足資料の 17 ページに付けておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、福田政務官お願いします。

#### ○福田総務大臣政務官

それでは、「資料（要望にない項目等〔地方税〕）」を御覧ください。引き続き、地方税の要望にない項目について説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

個人住民税関係の 1 つ目の○、「給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設」については、国税の平成 23 年度改正を踏まえ、地方税の給与支払報告書等についても電子データによる提出を義務付けることとしてはどうかと考えております。

個人住民税関係の 2 つ目の○、「年金所得者の申告手続きの簡素化」については、年金所得以外の所得を有しなかった者で寡婦控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出を不要とすることとしてはどうかと考えております。

2 ページをお願いいたします。

固定資産税関係の「都道府県固定資産評価審議会の委員定数の上限の廃止」については、地域の自主性及び自立性を高める観点から、現行 12 人以内となっている都道府県固定資産評価審議会の委員定数の上限を廃止してはどうかと考えております。

以上、簡単ですが、地方税の要望にない項目等について御説明させていただきました。以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまの御説明に対して御意見のある方は、どうぞ御発言ください。

峰崎参与、どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

相続税の連帯納付義務の見直し、大変ありがとうございました。恐らく、こういう方向で決まるということになると、今、係争している、あるいは今、この問題で深刻になっている方々に非常に安心感を与えて、大変いい効果を出すのではないかと思いますので、是非この形で御了承願って進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○五十嵐財務副大臣

他にございますでしょうか。

それでは、要望にない項目等につきましては、基本的に本日お示しした見直しの方向性に基づいて取りまとめ案を作成させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

引き続きまして、私から平成 23 年度税制改正法案について御報告を申し上げます。

お手元に「23年度税制改正の積み残し事項の取扱いについて」という資料を配付しておりますので、こちらを御覧ください。2枚紙になっております。

御案内のとおり、平成23年度税制改正法案については、国会での審議の結果、当初案から所得課税、資産課税、消費課税、地球温暖化対策のための税の導入、納税環境整備のうち納税者権利憲章の策定等に係る部分を削除した上で昨日成立いただきました。ようやく懸案事項が1歩だけ前進いたしました。これらの削除された項目を今後どのように取り扱うか。具体的には、平成24年度税制改正で再度取り上げるか、社会保障・税一体改革に係る審議の中で取り上げるのかといった点を仕分けするという課題が残っております。

この点につきましては当調査会でも整理を行っていく必要があると考えておりますが、これまでの与野党協議の最前線におられました中野民主党税調会長代行の御感触も十分踏まえる必要がございます。そこで、中野会長代行から御発言をお願いしたいと思います。

#### ○中野民主党税調会長代行

平成23年度税制改正の積み残し事項の取扱いについて、一言申し上げます。

昨日、平成23年度税制改正法がようやく成立したわけでありますが、残念ながら実現できなかった項目に関しては、与野党協議において、「23年度改正事項のうち積み残し分については、平成24年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する」と整理されております。このため、積み残し分のうちどの項目を平成24年度税制改正で取り上げるかを政府・与党として早急に整理する必要があると考えます。

その際、党側といたしましては、3党協議の場をはじめ野党の様々な感触に触れてきた過去を顧みますと、幾つかの点について野党の強い意見があったことを踏まえつつ検討する必要があると考えます。

すなわち、例えば地球温暖化対策のための税については、野党には賛成・反対、両方の立場から様々な意見がございましたが、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を総合的に実施していく観点から、党としては何とか野党に御理解いただけるよう、平成23年度税制改正法案で提案したとおり、改めて再トライしたいと考えております。

他方で、例えば特定支出控除の対象に「職業上の団体の経費」を追加することなどについては、野党から相当な異論があったことに加え、党としても一定の見直しがあってもよいのではないかと考えております。

こうした観点も踏まえ、党ともよく御相談をしつつ、政府税調でも議論を整理いただき、平成24年度税制改正法案の早期成立を目指していく必要があると考えております。以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、平成 23 年度税制改正法案の積み残し事項を平成 24 年度税制改正においてどのように取り扱うかにつきましては、ただいまの中野会長代行の御指摘も参考にさせていただきつつ、来週改めて議論をさせていただきたいと思っております。

次に、今後のスケジュールについて、お手元に資料を配付しておりますので、御参照ください。お手元に「当面の日程（案）」をお配りしております。

来週は、いよいよ取りまとめに向けた審議を行ってまいります。

まずは、5 日及び 6 日の全体会合において、残された課題の取りまとめに向けた審議を行います。そこで具体案の調整及び議論が収束しないものは、会長・会長代行会合等による最終調整を行い、全体会合に結果を御報告いたします。

その上で、8 日からは大綱の起草を行います。

9 日には、全体会合で大綱の取りまとめを行うことを目指します。

なお、沖縄関係税制、原子力災害からの復興のための課税の特例措置などの項目につきましては、別途、関係大臣等の間で必要な調整を行った上で、適切なタイミングで全体会合に結果を御報告いたします。

大変タイトな日程になりますが、委員各位の御協力をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回会合の具体的な開催時間につきましては、追って事務的に御連絡いたします。また今後、企画委員会を随時開催し、議論を深めていきたいと思っております。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は通例どおり、間もなく行います。散会します。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。